

記入例3 退職所得分を合算して納入される場合

※金額欄に¥マークは記入しないでください。
金額に変更がない場合、納入金額欄に記入する必要はありません。

(表)

秋田県 秋田市 個人市民税 領収証書			秋田県 秋田市 個人市民税 納入書			秋田県 秋田市 個人市民税 納入済通知書		
市区町村コード 052019	口座番号 02290-9-961016	加入者名 秋田市会計管理者	市区町村コード 052019	口座番号 02290-9-961016	加入者名 秋田市会計管理者	市区町村コード 052019	口座番号 02290-9-961016	加入者名 秋田市会計管理者
令和 年 月 分	指定番号 70190010	納入金額(1) 728600	令和 年 月 分	指定番号 70190010	納入金額(1) 728600	令和 年 月 分	指定番号 70190010	納入金額(1) 728600
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(非課税) 728600	退職所得分 136000	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(非課税) 728600	退職所得分 136000	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(非課税) 728600	退職所得分 136000
納期限 令和 年 月 日	延滞金	(2)合計額 864600	納期限 令和 年 月 日	延滞金	(2)合計額 864600	納期限 令和 年 月 日	延滞金	(2)合計額 864600
所在地 秋田市山王一丁目1番1号	領収日付印	名称 秋田産業株式会社	所在地 秋田市山王一丁目1番1号	領収日付印	名称 秋田産業株式会社	所在地 秋田市山王一丁目1番1号	領収日付印	名称 秋田産業株式会社

(裏)

市民税 納入申告書		県民税 納入申告書	
(宛先) 秋田市長			
令和 年 月 提出			
令和 年 月 分		人員 1人	
退職手当等支払金額 14223632			
特別徴収税額	市民税	81600	
	県民税	54400	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者) 住所又は 〒010-0951 所在地 秋田市山王一丁目1番1号		(受付印)	
氏名又は 名称 秋田産業株式会社			
法人番号又は個人番号			

※個人事業主のかたは、金融機関に提出する納入申告書には個人番号を記載せず、もう1通個人番号を記載した納入申告書を作成し、直接秋田市役所納税課へご提出ください。

退職所得に係る市民税・県民税額の計算方法について

○退職所得に係る市民税・県民税額の計算方法

$$\left[\frac{\{ (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \}}{\text{退職所得の金額 (千円未満の端数切捨て)}} \right] \times \begin{matrix} \text{税率} \\ \text{市民税 } 6\% & \text{県民税 } 4\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{特別徴収税額} \\ \text{市民税 } \dots (A) & \text{県民税 } \dots (B) \end{matrix} \quad (\text{百円未満の端数切捨て})$$

- ※1 退職所得控除額
- イ 勤続年数が20年以下の場合
400,000円×勤続年数 (800,000円に満たないときは、800,000円)
 - ロ 勤続年数が20年を超える場合
8,000,000円+700,000円×(勤続年数-20年)
- ※2 次の場合は適用がありません。
- イ 勤続年数が5年以下の法人役員が支払いを受ける退職金
 - ロ 勤続年数が5年以下の一般従業員等の退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分の退職金

例) 勤続年数25年で、14,223,632円の退職手当を受けた場合

[退職所得控除額] 8,000,000円+700,000円×(25年-20年) =11,500,000円

[退職所得の金額] (14,223,632円-11,500,000円) × 1/2 =1,361,816円→1,361,000円

[市民税額] 1,361,000円×6% =81,660円→81,600円

[県民税額] 1,361,000円×4% =54,440円→54,400円